

## 1. 検討概要

### (1) 目的

外国人にも分かりやすい道路案内のための表示内容等の提案

### (2) 対象とする標識類

- 道路案内標識：車両系
- 観光案内サイン類等：歩行者系



道路案内標識（車両系）



観光案内サイン類（歩行者系）

### (3) 整備する際の基準等

道路案内標識（車両系）

- 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」
- 「道路標識設置基準」「各自治体の道路標識寸法条例」

※平成26年4月「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」により、道路案内標識の日本語には英語を併記することが原則となった。

観光案内サイン類（歩行者系）

- 各自治体の独自基準
- （「国内外旅行者のためのわかりやすい歩行者用案内サイン標準化指針平成20年2月」（東京都）、「案内サインガイドライン類」（区市町村））

## 3. 分かりやすさの向上(検証結果)

### 使用言語

【車両系】  
法令を踏まえ、ローマ字から英語表記への改善を推進



【歩行者系】  
日英2言語を基本とし、日英以外を表記する際は、地域特性や視認性などを考慮



### 表示内容

【車両系】  
ピクトグラムや路線番号の表示の充実



【歩行者系】  
・地図面などに表示する施設やピクトグラムの充実  
・目的地までの距離情報の表示

### 視認性

【車両系】  
表示の簡略や省略、文字サイズの拡大などの工夫



日本語の1/2



日本語の2/3

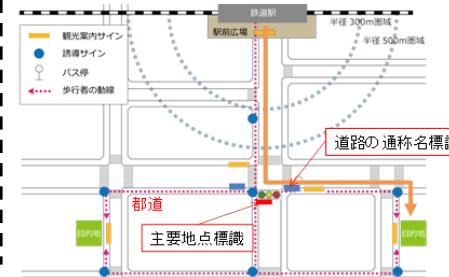
【歩行者系】  
矢羽根型の誘導タイプサインが効果的

### 設置場所

【車両系】  
・「道路標識設置基準」に基づき、不足場所への設置  
・道路案内標識と観光案内サイン類の集約



【歩行者系】  
・観光案内サイン類と道路案内標識の連携  
・観光案内サイン類は、目的地の入口や分岐点等に設置



### 施設表示

【車両系・歩行者系共通】

- 英語表記の統一
- 東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表の作成
- ※道路標識適正化委員会で審議・決定

「通り、街道、道路等」の表記  
幹線道路等：「通称名+Ave.」  
生活道路等：「通称名+St.」  
「駅」の略語  
Sta. (○) STN. (×)

## 2. 検討内容及び検討手法

### (1) 検討の視点

標識やサイン類を車両系及び歩行者系に区分し、5つの視点（使用言語、表示内容、視認性、設置場所、施設表示）で外国人旅行者にとって分かりやすい表示方法等を検討



外国人アンケート実施状況

### (2) 検討方法

- 国内外の事例調査から抽出した好事例を参考にし、分かりやすい標識類の検討
- 外国人アンケートにより検証

## 4. 取組方針

- 【車両系】  
・英語表記の改善を推進する。必要に応じて、ピクトグラムや路線番号の表示に努める。  
・標識の新設及び更新時には、表示内容の簡略化など視認性を確保できるように工夫する。  
⇒「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた道路案内標識整備の取組方針」を作成
- 【歩行者系】  
「案内サイン標準化指針」に検証結果の反映を図り、「同指針」を踏まえ、観光案内サイン類の充実に努める。  
※取組にあたっては、各実施者（道路管理者、観光部局）が地域の状況に応じて整備を進める。

## 5. 先行取組事例

「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」の戦略拠点「押上・業平橋」「秋葉原」「銀座」「蒲田」において、英語表記の改善に取り組んでいる。平成26年度は、「押上・業平橋」「銀座」で改善工事を実施。

## 多言語対応協議会 道路分科会 取組方針(案)

## 【車両系】

## ◇重点取組事項

- (1) 道路案内標識の英語表記は、外国人からのニーズが高いことから、法令を踏まえ、ローマ字から英語表記への改善を推進するものとする。
- (2) 日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表（道路標識適正化委員会東京都部会で決定）」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

## ◇取組事項

- (1) 表示内容について、道路案内標識の新設・更新等の際に、以下の取組を行うものとする。
  - ①公共交通施設などのピクトグラムは、必要に応じて、表示に努めるものとする。
  - ②交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、必要に応じて、表示に努めるものとする。
  - ③日本語と併用表示する英語の文字サイズは、各地域や各自治体において、拡大することを考慮する。
  - ④地点名や施設名は、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記（省略及び短縮を含む）するよう留意する。
- (2) 道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。
- (3) 道路案内標識と観光案内サイン類は、各地域の状況に応じて、集約や連携に努めるものとする。

※ 各実施者は、地域の状況に応じて整備を進めることとする。

※ 本取組方針は、「外国人に分かりやすい道路案内」の取組にあたり、標識類の「使用言語」、「表示内容」、「視認性」、「設置場所」、「施設表示」の5つの項目について、外国人の視点から見た、内容の理解度、表示の分かりやすさ、見やすさ等を検討し、「外国人アンケート調査」で検証のうえ、取りまとめたものである。

〈外国人アンケート調査概要〉

調査実施日：平成26年10月31日（金）

調査対象者：英語圏出身者（10人）、韓国語圏出身者（5人）、中国語（簡体字）圏出身者（6人）、中国語（繁体字）圏（6人）の計27人

検証方法：被験者に対して、標識類の整備案等を提示しながら、グループインタビューを通じて検証

## 【重点取組事項】

### (1) 英語表記

道路案内標識の英語表記は、外国人からのニーズが高いことから、法令を踏まえ、ローマ字から英語表記への改善を推進するものとする。

#### 【解説】

従来、道路案内標識に表示する目標地（地名、地点名）には、原則として日本語に合わせて、ローマ字の併用表示を行ってきたが、外国人旅行者にとって記載内容が分かりづらいという問題がある。

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「外国人旅行者に通じないローマ字の道路案内標識を英語表記に改善することは必要か」という問いに対し、『必要』（「是非必要 63%」）、「どちらかといえば必要（22%）」との回答が8割強を占めた。

上記より、平成26年3月の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）改正を踏まえ、外国人旅行者に通じないローマ字の道路案内標識を英語表記に改善することを推進するものとする。

③案内標識の英語表記 ～世界に通用する魅力ある観光地域づくり～

- 外国人旅行者に通じないローマ字の案内標識を英語表記に改善します。
- 他機関の案内看板等と連携したわかりやすい道案内の充実を図ります。

・訪日外国人旅行者数が10年で2倍に増加し、平成25年には1,000万人に達した  
・外国人旅行者が日本滞在中に感じる不便・不満のワースト1位は、道路標識・地図

○平成26年3月の標識令改正により、対訳表を位置づけるなど、案内標識を英語で表記することを明確化し、改善を推進  
○他機関の案内看板やパンフレット等との連携を図る

<外国人旅行者に通じないローマ字>

<英語表記に改善した事例>

<観光ガイドマップ連携し、案内標識を改善した事例>

出典：国土交通省HPより

## (2) 統一的な表記

日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表（道路標識適正化委員会東京都部会で決定）」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

### [解説]

平成 26 年 3 月の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）改正により、道路案内標識に表示する施設等は、英語又はその略称を表示することが原則となった。

上記を踏まえ、日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表（道路標識適正化委員会東京都部会で決定）」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

なお、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表」は、別冊（資料 2-2 別冊 (3)）にとりまとめている。

※道路標識適正化委員会：各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、  
標識等の表示内容等を検討する委員会

## 【取組事項】

### (1) 表示内容 ①ピクトグラムの効果的な活用

公共交通施設などのピクトグラムは、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示に努めるものとする。

#### 【解説】

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)では、「方面、方向及び距離(105のA、B、C)」、「方面及び距離(106のA)」、「方面及び方向の予告(108のA、B)」、「方面及び方向(108の2-A、2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識の標示板の文字には、地名、路線番号、道路の通称名又は公共施設等の名称のいずれかを用いることができるとしている。そのうち、公共施設等の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に公共施設等の形状等を表す記号(ピクトグラム)を表示することができると定めている。

また「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左又は右に公共施設等の形状等を表す記号(ピクトグラム)を表示することができると定めている。



図 ピクトグラムのある例



図 ピクトグラムのない例

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「案内標識のピクトグラム併記の有無による案内のわかりやすさ」という問いに対し、すべての方が「ピクトグラムを併記した方がわかりやすい」と回答し、併記の有効性が確認できた。

また、東京都内の道路案内標識において、「ピクトグラムを併記することが望ましい施設」として、空港、鉄道駅、病院等の交通施設や公共施設を挙げる意見が多いことが確認できた。なお、参考として聞いた地方部で望まれる施設は、温泉、展望地・景勝地、キャンプ場、大規模公園も多く挙げられた。

上記を踏まえ、公共交通施設などのピクトグラムは、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示することに努めるものとする。

## (1) 表示内容 ②路線番号の表示

交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示に努めるものとする。

### [解説]

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)では、「方面、方向及び距離(105のA、B、C)」、「方面及び距離(106のA)」、「方面及び方向の予告(108のA、B)」、「方面及び方向(108の2-A、2-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合には経由路線を表示することができる」と定めている。



図 路線番号のある例



図 路線番号のない例

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「案内標識の路線番号表示の情報は移動中に役立つか」という問いに対し、「役立つ(路線番号表示は必要)」との回答が8割強を占めている。また、路線番号表示は、「海外の道路案内標識でも表示されている例が多く、外国人が見慣れている表示内容の一つである」との意見も挙がった。

上記を踏まえ、交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要に応じて、表示に努めるものとする。

## (1) 表示内容 ③英語の文字サイズの拡大

日本語と併記する英語の文字サイズは、各地域や各自治体において、道路案内標識の新設・更新等の際に拡大することを考慮する。

### [解説]

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権一括法）」の公布により、都道府県道及び市区町村道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法、文字の大きさについては、国土交通省令で定める基準を参酌して、各道路管理者が条例で定めることとなった。

東京都では「都道における道路標識の寸法に関する条例」（平成25年1月施行）において、案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等を定めている（次頁を参照）。

同条例に基づき都道の道路案内標識では、英語の文字サイズが従来の「日本語の文字サイズの2分の1」のサイズから、「日本語の文字サイズの3分の2」のサイズまで拡大表示できるようになった。

また、他の自治体（例えば、茨城県、栃木県、静岡県 等）においても、国際化への対応等の観点より、英語の文字サイズを拡大表示している事例がある。



図 日本語の文字サイズの2分の1



図 日本語の文字サイズの3分の2

上記を踏まえ、日本語と併記する英語の文字サイズは、各地域や各自治体の必要に応じて、道路案内標識の新設・更新等の際に拡大することを考慮する。

## 「都道における道路標識の寸法に関する条例」（一部抜粋）

### 三 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等

- (一) 寸法が図示されているものについては、文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- (二) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「特遊所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

- (三) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは(二)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。
- (四) 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を標準とする。
- (五) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」を表示する案内標識の文字の大きさは、二十センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を標準とする。
- (六) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識の文字の大きさは、十五センチメートル（ローマ字にあっては、その二分の一又は三分の二の値）を標準とする。

## (1) 表示内容 ④少ない文字数による表記

道路案内標識に表示する地点名や施設名は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記（省略及び短縮を含む）するよう留意する。

### [解説]

「主要地点（114の2-A、2-B）」の道路案内標識に表示する主要な地点名や施設名は、一般に、表示する文字数を少なくするほど情報の判読性が高まる。そのため、通常略して用いられているもの、または略しても道路利用者が誤解なく判読できると想定されるものは略して表記した方が望ましい。

外国人を対象としたアンケート調査の結果では、「英語の文字数が多くなる場合の道路案内標識への表記方法」という問いに対し、視認性が高まる等の理由から「文字数が多い場合、省略(短縮)した方が良い(56%)」と回答する方、正確な施設名が分かる等の理由から「文字数が多くても表示すべき(44%)」と回答する方が分かれる結果であった。

上記を踏まえ、道路案内標識に表示する地点名や施設名は、道路案内標識の新設・更新等の際に、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記（省略又は短縮を含む）するよう留意する。



図 異なる文字数の表記例

## (2) 道路案内標識の不足箇所への整備

道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。

### [解説]

道路標識設置基準では、道路案内標識は、標識の種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものと定めている。

道路案内標識は、個々の標識の設置が適切であることも重要であるが、路線としてあるいは道路網として眺めたときに、統一のとれた整備がなされていないと適正な機能を発揮できない。したがって、道路の種類や規格、交通の量や質等の特性に応じて一定の整備水準と設置の優先度を定め、体系的な整備を図ることが重要である。

外国人へのアンケート調査の結果では、「道路案内標識が道路標識設置基準どおりに体系的に設置されていれば、設置数は十分か」という問いに対し、「十分である」との回答が9割強を占め、高い評価を得た。

また、「クルマでの移動時に案内性を高めるために必要性が高い道路案内標識の種類」という問い（複数回答）に対して、「交差点の案内（67%）」を挙げる回答が最も多く、次いで、「交差点の予告案内（63%）」、「主要地点（現在地）の案内（41%）」等の順に回答が多かった。

上記を踏まえ、道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。

また、道路案内標識が不足する箇所の中では、案内性向上の観点より「交差点の予告案内」、「交差点の案内」、「主要地点（現在地）の案内」など交差点付近における道路案内標識を優先して整備することが望ましい。

なお、東京都内では、道路密度が高い、交差点間隔が短いなど、地域特有の道路交通条件を有しているため、道路標識設置基準に基づき道路案内標識を整備した場合に標識が乱立することも懸念されるため、十分な検討が必要である。

「交差点の予告案内」：当該道路を含む交差道路の方面、方向等の予告案内（108-A、B等）

「交差点の案内」：当該道路を含む交差道路の方面、方向等の案内（108の2-A、B等）

「主要地点（現在地）の案内」：交通上の主要な目標となる地点の案内（114の2-A、B）

### (3) 案内性の向上

道路案内標識と観光案内サイン類は、各地域の状況に応じて、集約や連携に努めるものとする。

#### [解説]

東京都内において外国人にも人気の高い主要な観光施設が立地・集積する地域では、108系等の道路案内標識と観光案内サイン類を集約や連携し、案内を強化するなど、各地域の状況に応じて関係者間で調整を図りながら、移動時の案内性を高める標識類設置の工夫に努めるものとする。

#### 【東京都内における標識類の設置例】



## 多言語対応協議会 道路分科会 取組方針(案)

### 【歩行者系】

各実施者は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（歩行者編）」を踏まえ、地域の状況に応じて、表示内容の充実や観光案内サイン類の整備に努める。

道路分科会で検証した、以下の事項について、現在改訂作業中の「案内サイン標準化指針（歩行者編）」への反映を図っていく。

- ①. 使用言語は、日本語・英語の2言語表示を基本とし、日本語・英語以外の言語を表示する際は、地域や施設の特性及び視認性を考慮する。
- ②. 新たに追加された「観光案内サインの主地図に表示することが望ましい情報（空港（航空旅客ターミナル）、文化施設（美術館、博物館）等）」の有効である。
- ③. 外国人が目的地まで歩いて移動する際の情報として、目的地までの距離表示が有効である。
- ④. 誘導サインの形状は、情報の見やすさ、理解しやすさの点で矢羽根型が効果的である。
- ⑤. 外国人の移動の案内性向上のため、「主要地点」や「道路の通称名」を表示する道路案内標識と観光案内サイン類との配置の連携を図ることが重要である。
- ⑥. 観光案内サイン類の設置場所は、目的地の入口、分岐点や交差点等、また、直線道路でも一定の間隔で設置することが望ましい。
- ⑦. 施設等の名称は、道路標識適正化委員会東京都部会で決定した、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表」に準じて、統一的な表記に配慮する。

## ①観光案内サイン類に表示する言語

使用言語は、日本語・英語の2言語表示を基本とする。日本語・英語以外の言語を表示する際は、地域や施設の特性及び視認性を考慮する。

### [解説]

多言語対応協議会における多言語対応の基本方針の中で、言語対応の考え方は、「日本語+英語及びピクトグラムによる対応を基本としつつ、需要、地域特性、視認性を考慮し、必要に応じて、中国語・韓国語、更にはその他の言語も含めて多言語化を実現する」としている。

外国人を対象としたアンケート調査の結果においても、観光案内サイン類に限られたサイズの中では「優先して案内表示すべき施設であっても、多言語表示ではなく英語のみの表示でも構わない」、「対象とする地域や施設の特성에 応じて、多言語表示の必要性を判断すべき」等の意見が挙げられた。

上記を踏まえ、使用言語は、日本語・英語の2言語表示を基本とする。日本語・英語以外の言語を表示する際は、地域や施設の特性及び視認性を考慮する。



図 2 言語表示の例



図 4 言語表示の例

## ②観光案内サインに表示することが望ましい施設やピクトグラム

新たに追加された「観光案内サインの主地図に表示することが望ましい情報（空港（旅客ターミナル）、文化施設（美術館、博物館）等）」は、表示することが有効である。

### 〔解説〕

外国人を対象としたアンケート調査では、「標準化指針〈中間まとめ〉」に新たに追加された「観光案内サインの主地図に表示することが望ましい施設情報・ピクトグラム」の中で、空港（航空旅客ターミナル）、文化施設（美術館、博物館）等の情報ニーズが高いことを確認するとともに、施設情報やピクトグラムの充実の必要性に対して一定の評価を得た。

## ③目的地までの距離情報の表示

観光案内サイン類にて目的地までの移動を案内・誘導するには、距離情報の表示を用いることが有効である。

国内他都市で設置された観光案内サイン類を見ると、目的地までの距離を表示する案内方法と、目的地までの歩行時間を表示する案内方法が存在している。

外国人へのアンケート調査の結果では、「外国人が目的地まで歩いて移動する場合、目的地までの距離情報、時間情報のどちらの情報の表示が有効か」という問いに対して、「距離情報」という回答が8割強を占めた。

その理由としては、「海外の観光案内サイン類では距離情報の表示を採用しているケースが多く、見慣れている表示方法である」、「人によって歩くスピードが違うので、距離情報の表示が良い」等の意見が挙げられた。

上記を踏まえ、観光案内サイン類にて目的地までの移動を案内・誘導するには、距離情報の表示を用いることが有効である。



図 目的地までの距離情報を表示した観光案内サインの例

#### ④誘導サインの形状

誘導サインの形状は、情報の見やすさ、理解しやすさの点で矢羽根型が効果的である。

##### [解説]

外国人へのアンケート調査の結果では、「誘導サインは、矢羽根型、短冊型のどちらの形状が情報を見やすい、理解しやすいか」という問いに対して、「矢羽根型」という回答が8割弱を占めた。

その理由としては、「自身の国でも見慣れた形状であるから」、「矢羽根型の方が見やすいから」との意見が挙げられた。

上記を踏まえると、誘導サインの形状は、情報を見やすさ、理解しやすさの点で矢羽根型が効果的である。

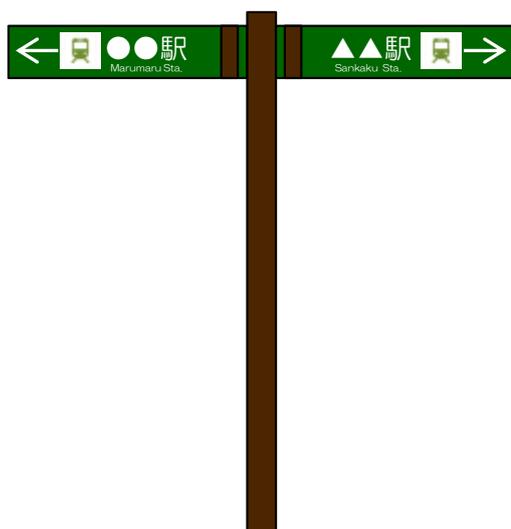


図 矢羽根型の誘導サインの例



図 短冊型の誘導サインの例

## ⑤道路案内標識と観光案内サイン類の連携

「主要地点」や「道路の通称名」を表示する道路案内標識と観光案内サイン類との配置の連携を図り、外国人を目的地まで円滑に案内・誘導することに努める。

### [解説]

「主要地点（114の2-A、2-B）」、「道路の通称名（119-A、B）」を表示する道路案内標識は、主に車両に向けた案内を目的として設置している。

外国人へのアンケート調査の結果では、「主要地点」や「道路の通称名」を表示した道路案内標識の情報は、外国人が目的地まで歩いて移動する際にも必要な情報か」という問いに対して、『必要』（「是非必要（70.4%）」、「どちらかといえば必要（18.5%）」）との回答が9割弱を占めた。

上記を踏まえ、「主要地点」や「道路の通称名」を表示した道路案内標識と観光案内サイン類との配置の連携を図り、外国人を目的地まで円滑に案内・誘導することに努めることが重要である。



図 道路案内標識と観光案内サイン類との配置の連携イメージ

## ⑥観光案内サイン類の設置場所、設置間隔の目安

観光案内サイン類は、目的地の入口、分岐点や交差点等、また、直線道路でも一定の間隔設置することが望ましい。

### [解説]

外国人へのアンケート調査の結果では、「目的地まで歩いて移動する際に、観光案内サインや誘導サインが概ね何m間隔で設置されていると、不安を感じることなく移動できるか」という問いに対して、国籍を問わず「主要な交差点、分岐点、曲り角などへの適切な設置」、「直線道路ならば 500m程度の間隔」等の意見が寄せられた。

上記を踏まえると、観光案内サイン類は、目的地の入口、分岐点や交差点等に設置することが望ましい。また、直線道路の場合は、歩行者が不安に陥らないよう、概ね 300m～500mに 1箇所程度の間隔を目安として設置することが望ましい。

## ⑦統一的な表記

施設等の名称は、道路標識適正化委員会東京都部会で決定した、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表」に準じて、統一的な表記に配慮する。

### 【解説】

東京都内の道路案内標識は、道路標識適正化委員会東京都部会で決定した、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表」に基づき、今後、統一的な表記に努めていく。

観光案内サイン類に表示する施設等の名称に関しても、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表」に準じて、統一的な表記に配慮することが必要である。

## 東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表

平成26年11月

2020年オリンピック・パラリンピック大会に  
向けた多言語対応協議会 道路分科会

本資料は、道路標識適正化委員会東京都部会にて審議、決定した共通ルール及び対訳表に、一部表示例等を加筆し、運用性の向上を図っています。なお、新たな表記の追加等があった際には、追記・修正を行います。

## 1. 英語対訳共通ルール

## ○英語の表記方法

英語の表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月、観光庁）」「道路標識設置基準・同解説（昭和62年1月）」「道路の案内標識の英語による表示に関する告示（平成26年4月1日施行）」等をふまえ、以下のとおりとする。なお、施設の管理者等が既に英語表記を規定している場合は、施設の考え方を優先する。

### 1. 一般的留意事項

#### (1) 固有名詞

原則としてヘボン式ローマ字により発音どおりに表記する。

[例]

・新宿： Shinjuku

ただし、外国由来の原語部分は、ローマ字ではなく、英語表記とする。

[例]

・南アルプス： Minami-Alps

#### (2) 普通名詞部分を含む固有名詞

原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。

ただし、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさない場合や、普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記する（具体的な記載例は、【3. 施設名等の表記方法】参照）。

### (3) ローマ字表記の方法

下記に示すヘボン式ローマ字を用いる。

図表1 ヘボン式ローマ字のつづり方

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	—	ゆ	—	よ	ya	—	yu	—	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	—	—	—	—	wa	—	—	—	—
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

#### 備考

- 1) 長音  
長音は母音字の上に「ー」（長音符号）をつけて表すことができる。  
なお、「^」「h」は基本的には用いない。
- 2) はねる音  
はねる音「ン」はnで表す。なお、m、b、pの前ではmを用いることができる。
- 3) つまる音  
つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次にchがつづく場合にはcを重ねずにtを用いる。
- 4) 大文字  
語頭は大文字で書く。

5) ハイフン

はねる音を表す n と次にくる母音字又は y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。

意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。

6) その他

特殊音の書き表し方は自由とする。

## 2. 地名の表記方法

1) 地名は、原則、固有名詞として扱いローマ字表記とする。

<地名として取り扱うものの例>

- ・住所がある。
- ・駅名に使用されている。
- ・廃橋されても、地名として残っている。
- ・地域名として認識されている（地域の判断とする）。 等

例) 地名

日本橋

Nihonbashi . . . ○ 住所がある。駅名に使用されている。

Nihon Bridge . . . ×

難波橋

Nanbabashi . . . ○ 廃橋されても、地名として残っている。

Nanba Bridge . . . ×

2) 「東、西、南、北、上、中、下、新」の接頭語が固有名詞の前につく場合、次に続く固有名詞の間に「- (ハイフン)」を入れることが出来る。ただし、一体の固有名詞と考えられるものについては、「- (ハイフン)」で結ばない。

[例]

- ・西新宿： Nishi-Shinjuku (Nishishinjuku)
- ・上石神井： Kami-Shakujii (Kamishakujii)
- ・新川： Shinkawa

3) 「上、中、下、前、後、裏、角、入口、〇丁目」の接尾語が固有名詞の後ろにつく場合は省略し、表記しなくても良い。ただし「東京タワー前」「東京タワー下」のように省略すると同一名称になってしまう場合は、片方は省略しない。

[例]

- ・東京タワー前： Tokyo Tower
- ・野上二丁目： Nogami 2

### 3. 施設名等の表記方法

#### (1) 一般施設

1) 施設の管理者等が既に英語語表記を規定している場合は、施設の考え方を優先する。

2) 原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分を英語で表記する（普通名詞部分の頭文字も大文字とする）。

[例]

- ・豊島区役所： Toshima City Office
- ・中野警察署： Nakano Police Station
- ・四谷消防署： Yotsuya Fire Station
- ・日比谷公園： Hibiya Park
- ・羽田空港： Haneda Airport

3) 普通名詞部分を含めた全体が、不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、全体のローマ字表記の後に普通名詞部分を英語で表記する。

[例]

- ・六義園： Rikugien Gardens

4) 施設の日本語名が短縮されている場合（〇〇小学校→〇〇小）は、短縮前の施設名を英語で表記する。

[例]

- ・〇〇小： 〇〇 Elementary School (〇〇 Elem. Sch.)
- ・〇〇中： 〇〇 Junior High School (〇〇 J.H. Sch.)

## (2) 橋梁

- 1) 原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、「Bridge」をつけて表記する。

[例]

- ・春日橋： Kasuga Bridge
- ・永代橋： Eitai Bridge
- ・言問橋： Kototoi Bridge

- 2) 以下のように固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができない場合は、普通名詞部分を含めてローマ字で表記し、「Bridge」をつけて表記する。

- i) 地名と同じ名称のもの

[例]

- ・日本橋： Nihonbashi Bridge
- ・飯田橋： Iidabashi Bridge

- ii) 慣用上、固有名詞部分と普通名詞部分を切り離せないと判断できるもの

[例]

- ・高橋： Takabashi Bridge
- ・新大橋： Shin-ohashi Bridge

### (3) 道路

- 1) 道路の名称の～通り、～街道、～道路等については、固有名詞の一部として扱い、ローマ字により発音どおりに表記し、「国道、都道、区道等（幹線道路や多車線道路）」を「通称名+Ave.」、「区道等（生活道路や単車線道路）」を「通称名+St.」と表記する。

[例]

- ・明治通り： Meiji-dori Ave.
- ・並木通り： Namiki-dori St.
- ・環八通り： Kanpachi-dori Ave.
- ・産業道路： Sangyo-doro Ave.
- ・水戸街道： Mito-kaido Ave.

#### 4. 省略のルール

スペース・視認性の観点等から略語を用いることが適切と考えられる場合は、略語を用いることができる。

- 駅： Sta.
- 通り： Ave. / St. (道路規模によって使い分ける)
- トンネル： Tun.
- 高速道路： Expwy.
- 小学校： Elem. Sch.
- 中学校： J. H. Sch.
- 大学： Univ.
- 山： Mt.
- 川： Riv.
- 県： Pref.
- 都： Met.
- 博物館、記念館： Mus.
- 体育館： Gym.
- ビル： Bldg.
- 国際： Int' l.
- 国立： Natl.

## 2. 対訳表

区分	No.	単語	対訳(英語)	略語	
交通施設	A-1	駅	Station	Sta.	
	A-2	地下鉄	Subway		
	A-3	路線	Line		
	A-4	空港	Airport		
	A-5	港	Port		
	A-6	漁港	Fishing Port		
	A-7	埠頭	Wharf		
	A-8	○通り、○街道、○道路	国道、都道、区道等(幹線道路)	通称名+ Avenue	Ave.
	A-9		区道等(生活道路)	通称名+ Street	St.
	A-10	高速道路	Expressway	Expwy.	
	A-11	料金所	Toll Gate		
	A-12	駐車場	Parking		
	A-13	地下道	Underground Passage		
	A-14	トンネル	Tunnel	Tun.	
	A-15	○橋	施設を示す(○橋が固有名詞として分離可能)	○ Bridge	
	A-16		施設を示す(○橋が固有名詞として分離不可能)	Obashi Bridge (Ohashi Bridge)	
	A-17		地名	Obashi (Ohashi)	
	A-18	交差点	Intersection		
	A-19	踏切	Crossing		
	A-20	歩道橋	Footbridge		
文化施設	B-1	公園	Park		
	B-2	親水公園	Water Park		
	B-3	広場	Plaza		
	B-4	図書館	Library		
	B-5	動物園	Zoo / Zoological Park / Zoological Garden		
	B-6	水族館	Aquarium		
	B-7	記念館	Museum	Mus.	
	B-8	美術館	Museum of Art		
	B-9	博物館	Museum	Mus.	
市区町村	C-1	都	Metropolis	Met.	
	C-2	県	Prefecture	Pref.	
	C-3	市	City		
	C-4	区(特別区)	City		
	C-5	区(政令指定都市)	Ward		
	C-6	町	Town		
	C-7	村	Village		
	C-8	島	Island		

区分	No.	単語	対訳(英語)	略語
公共機関	D-1	県庁	Prefectural Office	
	D-2	市役所	City Hall	
	D-3	町役場	Town Office	
	D-4	村役場	Village Office	
	D-5	区役所(特別区)	City Office	
	D-6	区役所(政令指定都市)	Ward Office	
	D-7	合同庁舎	Common Building for Government Offices	
	D-8	市街	City	
	D-9		Central	
	D-10		Hall	
	D-11	会館、館、ホール、堂、公会堂	Center	
	D-12	警察署	Police Station	
	D-13	税務署	Tax Office	
	D-14	消防署	Fire Station	
	D-15	裁判所	Court	
	D-16	簡易裁判所	Summary Court	
	D-17	地方裁判所	District Court	
	D-18	高等裁判所	High Court	
	D-19	森林管理署	District Forest Office	
	D-20	郵便局	Post Office	
	D-21	病院	Hospital	
	D-22	センター	Center	
	D-23	保健所/保健センター	Health Center	
	D-24	老人ホーム	Retirement Home	
	D-25	清掃工場	Incineration Plant	
	D-26	駐屯地	Camp	
	D-27	大使館	Embassy	
	D-28	資料館	Museum	
	D-29	客船乗り場	Passenger Terminal	
	D-30	棧橋	Pier	
	D-31	正門	Main Gate	
	D-32	墓地、霊園	Cemetery	
	D-33		Graveyard	
教育機関	E-1	幼稚園	Kindergarten	
	E-2	保育園	Daycare Center	
	E-3		Nursery School	
	E-4	小学校	Elementary School	Elem. Sch.
	E-5	中学校	Junior High School	J.H. Sch.
	E-6	高等学校	High School	
	E-7	高等専門学校	Vocational High School	
	E-8	大学	University/College/Institute	Univ.
	E-9	工業高校	Technical High School	
	E-10	特別支援学校	Special Support School	
	E-11	盲学校	School for Blind	
	E-12	養護学校	School for the Disabled	
	E-13	分校	Branch School	
自然	F-1	海	Sea	
	F-2	海岸	Beach	
	F-3	山	Mountain	Mt.
	F-4	川	River	Riv.
	F-5	滝	Falls	
	F-6	湖	Lake	
	F-7	池	Pond	
	F-8	森	Forest	
	F-9	岬	Cape	
	F-10	峠	Pass	
観光地 施設	G-1	寺(仏閣)、寺院、薬師	Oji Temple /jiin Temple / yakushi Temple	
	G-2	○寺	Oji	
	G-3	神社、神宮、天神	Ojinja Shrine / jingu Shrine / tenjin Shrine	
	G-4	劇場	Theater	
	G-5	遊園地	Amusement Park	
	G-6	運動場、グラウンド	Ground	
	G-7	球場、スタジアム	Stadium	
	G-8	体育館	Gymnasium	Gym.
	G-9	ビル	Building	Bldg.
	G-10	灯台	Lighthouse	
	G-11	見晴台	Observation Platform	
	G-12	展望台	View Point	
	G-13	タワー	Tower	
	G-14	プール	Pool	
	G-15	城	Castle	
	G-16	市場	Market	
	G-17	跡	Memorial	

区分	No.	単語	対訳(英語)	略語
共通名称	H-1	健康、保健	Health	
	H-2	保険	Insurance	
	H-3	社会	Social	
	H-4	分室	Annex Office	
	H-5	支社	Branch Office	
	H-6	福祉	Welfare	
	H-7	年金	Pension	
	H-8	障害者	Disabilities	
	H-9	医療	Medical	
	H-10	歴史	Historical	
	H-11	市民	Civic	
	H-12	文化	Culture	
	H-13	教育	Education	
	H-14	自然	Natural	
	H-15	総合	General	
	H-16	中央	Central	
	H-17	国際	International	Int'l.
	H-18	国立	National	Natl.
	H-19	地域、コミュニティー	Community	
	H-20	都立〇〇/〇〇区立	Tokyo MetroPolitan〇〇/〇〇City	
日本固有	I-1	参道	Sando	
	I-2	大仏	Daibutsu	
	I-3	地藏	Jizo	
	I-4	温泉	Onsen	
	I-5	交番、駐在所、派出所	Koban	
	I-6	農協	Nokyo	
	I-7	団地	Housing Estate	
	I-8		Housing Complex	
	I-9		1st, 2nd・・・(離れて点在する場合)	
	I-10	第一、第二・・・(序数)	No.1, No.2・・・(同一区画内で隣接する場合)	
方位 接尾語	J-1	東(東口)	East	
	J-2	西(西口)	West	
	J-3	南(南口)	South	
	J-4	北(北口)	North	
	J-5	〇上	省略	
	J-6	〇中	省略	
	J-7	〇下	省略	
	J-8	〇前	省略	
	J-9	〇後	省略	
	J-10	〇裏	省略	
	J-11	〇角	省略	
	J-12	〇入口	省略	
	J-13	〇丁目、番	省略	